

桜区防災ニュース

第32号（令和5年10月）

桜区自主防災会

<https://sakuraku.org>



刈谷市避難所運営マニュアルについて

避難とは、“難を避ける”ことであり、必ずしも避難所に行くことだけが避難ではありません。むしろ、避難所での生活の困難さを考えると「**在宅避難**」で災害を乗り越えることが推奨されています。ただし、身の危険を感じたり、在宅避難が難しい場合は避難所を頼ることになります。

その場合の「**刈谷市避難所運営マニュアル**」が、本年7月に制定されましたので、その内容を紹介いたします。詳しくは「**刈谷市ホームページ**」を参照して下さい。

また、避難所は避難生活の場だけでなく、地域の支援拠点として情報の提供や食料・物資の受取場所となります。避難所以外に避難された方も、避難所へ出かけ「**避難所登録票**」を提出し、情報や食料・物資を受け取ってください。

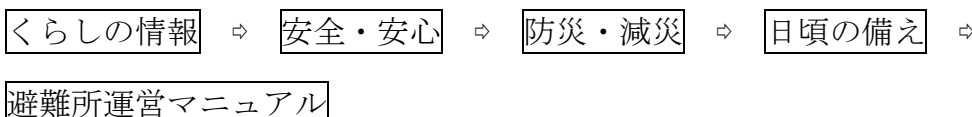
1. 避難所運営マニュアルの構成

- ① 避難所運営マニュアル（本編）
- ② 避難所運営マニュアル（様式集）
- ③ 避難所運営マニュアル（資料編）
- ④ 避難所運営委員会及び各運営班の業務
- ⑤ リーフレット集



避難所運営の基本方針；基本的な考え方は、「住民の安全確保と生活再建」「ライフラインが復旧する頃までの設置」「利用する人の自主運営」「男女共同参画、要配慮者への支援」「避難所以外に滞在する人への支援」「市による後方支援」「平常時から地域、施設管理者、市の連携」です。

2. 刈谷市ホームページへのアクセス手順







3. 各避難所運営マニュアルの作成

刈谷市避難所運営マニュアルを参考にして、各避難所では施設の実情に合わせて、内容を見直し、適宜追加・修正する必要があります。

刈谷市避難所運営マニュアルの使い方

刈谷市避難所運営マニュアルは、避難所ごとのマニュアル作成の参考となるべき指針として、標準的な事項をまとめたものです。

本書は、本編を中心とした用途別の5種類の冊子で構成されています。

-  **刈谷市避難所運営マニュアル(本編)**
災害が起きた時に、市職員はもちろん、避難所となる施設の管理者や地域(自主防災会・自治会など)の方などが、すぐに避難所を開設・運営することができるよう、時系列ごとに必要な情報を掲載しています。
本編は、様式集や資料集などを参照する形式で構成しています。
-  **様式集**
避難所で使用・配布する様式の例を掲載しています。片面で印刷しましょう。
掲載例) 避難所でのルール(掲示用)
避難所利用者を登録する様式
市災害対策本部に報告する様式 など
-  **資料集**
避難所を運営する際に気をつけなければいけないことや、避難所生活で配慮が必要な人への対応方法など、参考となる資料を掲載しています。
-  **リーフレット集**
災害時に人々の健康を維持するために、避難所で掲示・配布するリーフレットを掲載しています。
掲載例) 避難所生活での健康管理について
エコノミークラス症候群を予防しましょう
災害のあとの気持ちの変化 など
-  **避難所運営委員会 及び 各運営班の業務**
避難所運営委員会や各運営班など、避難所運営に携わる人々が行う業務の内容やポイントを、委員会や班ごとに掲載しています。
避難所運営委員会及び各運営班の業務は、本編や様式集、資料集などを参照する形式で構成しています。